

## Q567. 不当労働行為における不利益取扱いについて教えてください。

不当労働行為における不利益取扱い（労働組合法7条1号）は、労働者が①労働組合の組合員であること、労働組合に加入しもしくは結成しようとしたこと、労働組合の正当な行為をしたことを、②理由に当該労働者を不利益に取り扱うことをいいます。

不利益取扱いは、雇用関係上の地位に関するもの（解雇、再採用拒否等）、人事上の処遇に関するもの（配転、出向、昇給・昇格差別、懲戒処分、基本給等の賃金差別等）、その他処遇全般に関わるもの（会社行事からの排除等の各種嫌がらせ）が考えられます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成